

○財務省告示第百五十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第30号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第6号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成三十年五月二十  
一日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百五十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七  
条第二項、法律第九十九号（昭  
和二十六年法律第九十九号）第  
九条並びに特別会計に関する法  
律第八十三條第一項、第九十四  
條第二項、同条第四項、第九十  
五条第一項、第三百三十六條第  
一項及び第三百三十七條第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為される入札

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為される入札

五

募方

入決定の

入札競争

価格競争

も申込みのうち応募額を順次割り

各申込みの。その応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの応募

各国債市場特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申

者・特別参加 I

非価格競争

競争入札競争

価格競争

入札競争

六

イ

発

入札競争

価格競争

も申込みの範囲内において各申

各申込みの。その応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの応募

各国債市場特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申

者・特別参加 I

非価格競争

競争入札競争

価格競争

入札競争

であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者にとり、発行（以下  
を定める市場特別参加者・第 I 非  
一、国債市場特別参加者・第 I 非  
価格競争入札発行」という。）

も申込みのうち応募額を順次割り  
各申込みの。その応募額を順次割り  
当てる。特別参加者ごとの応募  
各国債市場特別参加者ごとの応募  
限度額の範囲内において各申  
込み

額面金額で一兆七千六十一億五  
千円、特別会計に関する法律第  
四十六條第一項の規定に基づき  
発行した金額で一兆四千六百二十  
億、円、財政法第七條第一項、財  
政融資資金法第九條第一項並び  
に特別会計に関する法律第八十  
三條第一項、第九十四條第二項、  
同條第四項、第九十五條第一項、  
第三百三十六條第一項及び第三百  
十七條第一項の規定に基づき発  
行した政府短期証券について  
は、額面金額で二千九百九十九  
億五千万円



十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当  
成 務 本 面 還 た  
三 大 銀 金 金 る  
十 臣 行 額 支 と  
年 か 通 百 払 き  
五 通 じ つ 百 は  
月 知 を き 円 う、  
二 受 け 百 〇 そ  
十 け た 円 の  
一 者 営  
日 業  
に